

平成27年 第3回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成27年12月10日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成27年12月10日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

1番	児玉 求	2番	世利孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋 裕史	副町長	平松 秀一
教育長	安河内 文彦	理事(事業統括)	安川 敏幸
理事(会計管理者)	稲永 修司	総務課長	今泉 俊裕
まちづくり課長	櫻木 幹夫	住民課長	満行 誠
税務課長	梅野 猛	健康福祉課長	小林 はつみ
都市整備課長	安河内 久人	地域振興課長	安河内 隆
上下水道課長	石井 浩二	子ども教育課長	御手洗 文生
社会教育課長	川津 政文	税務課参事	甲能 裕和
総務課課長補佐	平山 幸治	監査委員	百田 清二

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

まず最初に、傍聴者の方にお願ひします。携帯を鳴らされる方がございますので、もう一度確認をお願ひします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。3番、白水勝元議員。

○議員（3番 白水 勝元） おはようございます。議席番号3番、白水勝元です。

子育て支援は、今、政府が主要課題として取り組んでいる問題ですが、当町でも幼稚園の新設等で、大きく予算を割り当てて対応されています。その子育て支援に関連して、病児保育について質問します。

仕事を持つお母さんは、幼児の面倒を見てくれる親族等がない場合、幼稚園に子どもを預けて仕事に行きます。その預け先で子どもが発病した場合、職場を抜けて子どもを迎えに行く必要があるなど、特にひとり親家庭では大きな負担となります。病児保育に対する町の取り組みの現状と、今後に向けたよりよい対処方針をお伺ひいたします。

一つ、現状は病児保育の提携病院へ親が子どもを連れていくことで対応されているようですが、提携病院の休みや時間外のときの対応を充実させるお考えはありますか。例えば、契約病院をふやすというようなことですね。

二つ目、子どもが一定間隔で頻繁に発症したとき、親は頻繁に職場を抜けるため、会社をやめざるを得なくなったりすることが考えられますが、このような場合への対応策は、今後どのようになされようとしていますでしょうか。ひとり親が無職になれば、生活保護へといった事態も考えられます。

以上、現状と今後の対策について質問いたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 御質問にお答えしたいと思いますが、この病児保育につきましては、今年の4月1日に宇美、志免、須恵3町で宇美町にあります岡部病院と契約を締結したということで、議員が議員になられる前のことでございますので、詳細についての審議には加わってなかったというふうに思うわけでございますが、いずれにいたしましても、町民に浸透、アピールするために、タイムリーな質問ではなかろうかというふうに思っております。

この問題っていうのは非常に難しい問題で、行政だけ、あるいは保護者だけで解決できるもの

ではなくて、やはり国の制度そのもの、それから会社の了解と言いますか、そういう状況を知っていただいて、ひとり親世帯については応分の保護と言いますか、そういうことをしていただくことでしか解決できないのかなというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、子ども側からとると、やはり子どもが病気になって一番心配し、心落ちつかせて安心するのは、やはり親だというふうになるわけでごさいます、病気になれば親がやはりそこに駆けつけて、子どもに安心感を与えるというのが一番の方策だと。

しかしながら、そういうひとり親等においては、そういうことができにくい状況、そしてまた会社のほうでもおりづらい状況になってくるということで、今、御心配のようなことが起こってくるというふうには思っておるわけでごさいます、いずれにいたしましても、いわゆるこの見守りと申しますか、児童福祉法の中に定義づけられておまして、その法に基づいて本町では病児保育事業というのを宇美、志免、須恵でやったわけでごさいます、パターンとしては3つあるわけでごさいます。

1つは、病児対応型、あるいは病後対応型ということで、病院、保育所等で付設されている専用のスペースで看護師が一時的に保育する事業という問題、2つ目は、体調不良で急な場合でごさいます、そのように対応するというごさいます、これは緊急的な対応というふうに申し上げるわけですが、3つ目としては非施設型ということで、地域の病後児について、看護師が保護者の自宅に行って、訪問して一時的に保育するという事業であるわけでごさいます、本町では宇美、志免、須恵で1型をとっておるわけでごさいます、いわゆる病児対応型ということで、地域の子育て支援事業として位置づけて3町で契約しておりますが、その病院も契約をふやせばという話ですけども、今、リスクが一番多いということで、医者にもなりたくないのが産科と小児科というふうなことで、小児科不足というのはもう慢性的に日本全国で起こっておるわけでごさいます、糟屋南部においては、岡部病院、それから山崎産婦人科医の奥さんのほうが小児科医ということ、それから水戸病院に小児科の先生がおってあるわけでごさいます、糟屋南部としては小児科の専門医がおられるというだけでもちょっとした安心感があるわけですが、私も12年ほどこの医療関係に役場で対応しておったんですが、昔は集団接種で予防注射とかあるわけですが、その中で本町では内科医の方が多いわけですが、外科も今、数カ所できておりますけれども、そのとき先生がいつも会話の後、終わってお茶飲みの会で聞かれるのは、水戸病院の小児科の専門医の先生に小児科のことをいつも内科の先生が聞いておられた、それほど内科と小児科ということでも大きな開きがあるということで、予防注射に小児科の藤原先生が来られると、みんなは喜んで小児科のことの質問をされておったということでごさいます、施設をふやすということにはなかなか対応が難しいと。

今の小児科専門医で開いてある方々が、いわゆる自分の診療だけでも大変なのに、今回、宇美、

志免、須恵3町435万3,000円で、契約を受けていただいていると、それだけでもこちらからすると非常にありがたいという状況にありまして、いわゆるその病児保育、大事な事業であるけれども、その制度としてそれがクリアできていくのは非常に難しいと。だから、ほかの町ではなかなかこういう制度も取り入れることが困難な状態もあろうかと。

それから、大きな病気になると、うちはこども病院を抱えておりますので、都市圏で。福岡市の病院ですけれども、都市圏もいろいろ補助をしておりますので、こども病院というのがあるわけで、緊急あるいは大病等については、こども病院がありますので、非常に子どもの病気に関しては、ほかのところよりも少しは恵まれておると、でも万全ではないというのが今の状況でございます。

今言いましたように、本当に小児科の先生たちが多く育っていく、あるいは産科の先生が育っていくということで、お産の場合の状況も非常によくなっていくのではなかろうかというふうに思っておるところでございますが、これも言いましたように、利用時間が限定されております。月曜日から木曜日の8時15分から5時半までというようなこと。それから、1つの病気について連続5日までとか、そういう制限、これは仕方がないことで、1人の方がずっとそれにかかわるといことになると、ほかのそういった病気を持ったお子さんたちのほうに影響するということで、縛りをくくっておりますけれども、問題はやはり先生不足、医師不足。それから、いわゆる企業のほうへの理解、これをやっぱり国がきちんと進めていく。そして、そうした場合、例えば代替の賃金等を払える、あるいは代替が急に見つからないということであれば、その人の休んだ分の補償は国がするとか、そういう制度になっていかないとなかなか難しい。

世の中やはり母子家庭とかひとり親世帯、それからあるいは核家族ということで、子どもたちを見る環境にないわけでございますので、その点については、町としてもできる限り、今の現況下においてでき得る限りのことをやっていきたいと思っておりますし、また、いろんな機会を通じて、政府機関のほうにもこの問題について、国の政策としてももう少し制度化をしてほしいというふうなことを働きかけていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） 白水議員。

○議員（3番 白水 勝元） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

調べましたところ、粕屋、篠栗、久山、この3町もやはり同じように契約の病院1つ持っております。こういうところと、相互乗り入れみたいになれば、例えば月曜日から木曜日までじゃなくて、金曜日土曜日可能性は、調べてみないとわかりませんが、そういう対応できる可能性が広がるのかなということで、そういった方面での御検討もお願いしたいなというふうに思っています。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） それにつきましては、粕屋中南部消防署のほうで、休日急患センターというものを久山のあそこのところに持っておりますので、土日、あるいは時間外等についての救急の場合は、休日急患センターというものをつくっておりますのでそこで対応、そこもいわゆる小児科専門医の方がおってなければ3歳未満受け付けませんので、すぐ福岡市のほうの病院のほうを紹介して、そちらのほうに行っていただくとか、そういう対応で今のところっております。

○議長（三角 良人） 白水議員。

○議員（3番 白水 勝元） わかりました。どうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（三角 良人） 8番、猪谷繁幸議員。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 8番、猪谷繁幸、よろしく申し上げます。

私はちょっと今回2点出させていただきました。

まず1点、みそづくり教室の今後について、町長の見解を求めたいと思います。

須恵町では、健康づくりの目玉であるみそづくり教室について、現在進められておりますが、私も毎年自宅用のみそとしてつくらせていただいておりますが、発足当初より、施設のほうが32年以上経過しておりますので、それとまた、今まで参加してあった方が高齢化になって、若干少なくなってきたんじゃないかという関係者の声も聞きましたので、そのことについてお聞きしたいと思います。このまま参加者離れが進んでいきますと、今後、費用対効果の問題で廃止とかいう方向に向いていったら困ると思ひまして、ちょっと今回そういう質問をさせていただきます。

今まで、養生みそが町内の医療機関、幼稚園、幼児園、小学校等で現在、実際に使われております。それで、病人や幼児、児童の健康面でも大いに役立っていると考えております。参加される方が、現在、ちょっと調べさせてもらったら、グループが当初40グループを目標で設置されておりましたが、ここちょっと過去5年間さかのぼらせて調べさせてもらったら、現在、27年度の申込数が32グループということで、若干ちょっと減ってるのかなということでちょっと危惧しております。

それで、今後、食の大切さを十分に町としても取り上げていかれると思いますので、今後、みそづくり教室のグループへの参加の周知方等もあわせて町長の見解をお願いしたいと思います。

それから、2問目といたしまして、環境に優しい電気自動車の試験的購入についてお聞かせいただきたいと思います。

現在、須恵町におきましては、行政改革による課の統合、職員数の削減等が実施され、財政調整基金も大分たまってきたという報告を受けましたが、これから先、将来を見越して考えますと、

まだまだ財政難が続くと思いますので、その辺で視点を変えて、公用車に目を向けさせていただきますと、今現在、電気自動車の購入に当たりますと、補助金等がついておりますので、これについて導入をお願いしたいと。

私なりにちょっと調べさせてもらったら、車両本体価格では大体60万円ぐらいの値段の差があると思います。それで、そのうちの20万円の補助金がつくと。あと、所得税と重量税が免除、年に2回ぐらいのオイル交換等がされていると思いますが、それがオイル交換の必要性もないというような形で、費用対効果の面に対しても大きなメリットがあると思いますので、それから、金額的に高いものですから、1日大体50キロ走行を目安として比較しますと、大体燃料代が半分で済むと。するとまた8年間積算していきますと、100万円ぐらいの1台当たりですね、お得な金額になってくるかと思っておりますので、メリットばかりじゃありませんけども、やっぱり1日100キロ走行で可能な車がエアコン使用とか暖房使用の場合は目減りすると、大体エアコン使用で30%ぐらい落ちることなので、1日平均70キロが走行可能と。暖房の場合は、大体半分ぐらいに落ちると。それとまた、5年間使用した場合、走行距離の20%ぐらいが落ちてくるようになりますので、10年間使用する場合30%ぐらいは落ちてくるという形にはなりませんけども、それを考えてもまだ十分費用対効果が出ると思っておりますので、その辺のこともよろしくお願いしたいと思っております。

町長の見解をよろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 2つの質問をいただきました。

まず、最初のみそづくりでございますけれども、確かに今言われたように最初40組ぐらい、1つグループで6人から8人ぐらい来られるわけですが、今32グループ、8グループぐらいは減ってきたと。先ほど言われたように、それは高齢化、あるいは今、若い人たちがみそを1回つくる工程が3日間かかるわけございまして、3日間もそのみそづくり作業に充てることが不可能だということで、グループがつくれないというような状況があらうかと思っております。

全盛時代は、1つの室で販売用と持ち帰り用ということで輻輳して十分できないということで、一時、持ち帰り用の室を特別にプラスして買った状況もあるわけでございますが、現在、全部で54工程しかとれないわけですね、1年間で3日間で計算すると。そうしますと、54工程で持ち帰りとそれから販売用ということに、販売用が54工程でございます。全部で90工程いるわけで、今、32グループぐらいでちょうど適度な量と言いますか、回していくにはそういう状況でございます。

しかし今、販売用のみそを買われている方たちが言われているのが、今、養生みそについては浅いと、熟成度が足りないというような意見も聞いておりますが、それはもう仕方がない。いわ

ゆる工程の中でいきますので、持ち帰りがなければ十分熟成ができるわけですが、だから自分でみそをつくって、自家用みそとしてする方もありますが、そういう方たちがだんだんと減ってきておりますので、今、販売用にその時間がかけるということで、養生みそを好まれると言いますか、そういう人たちについては、何ら今のところ問題は生じていないと。

いずれにいたしましても、その1組でもみそをつくりたいという方があれば、それは継続してやっていくつもりでございますが、その持ち帰りみその空いてる分については、販売用のみその工程に充てられるということで、今のところ、みその加工についての問題は起こっていないという状況でございますが、今、若い人たちはみそキットというか、1日ぐらいでできる簡単なみそづくりのキットがあるわけですが、それを好んでされる方もありますが、また食生活も今は毎日朝みそ汁が出てくる家庭も少なくなってきたおとし、みそを使われる量っていうのも減ってきておるとい状況もあろうかと思いますが、結論的に申しますと、1グループになってもみその持ち帰りの部分についての支援というか、それについては継続していくということでございます。

それから、電気自動車の話でございますが、これは経費削減から、経済的な効果から持ってくるされると、私もそれについては試算をしておりますが大差ないわけでございます。いちいち読み上げるのもちょっと時間がかかりますのであれですが、私は環境面からすると、非常にこれは考えていかないかん状況ではなかろうかと、電気自動車はですね。

今のところ、電気自動車ということになりますと、本町で1台持つてあるかないかぐらいではなかろうかというふうに思いますが、車種も限定される、小さい車になるわけでございますし、走行距離の問題もいろいろ、しかし、環境面からすると、それはCO₂の排出量というのはガソリン車と比べものにならないと。今、北京あたりでは赤色の警戒信号が出ておりますけれど、ああいう状況にはならないと。日本もかつては東京あたりのスモッグとか北九州の、今の北京以上のいわゆるPM2.5等を出しておった状況もあるわけで、これはいわゆる発展途上国については仕方ないっていう、仕方ないでおさめられませんが、そういう日本も過去、そういう経緯を経て今の状態が起こってきているんだと。だから、日本のいわゆるノウハウを早く中国に利用していただきたいというか、そういう状況もあるわけでございますけれども、環境面からすれば考える。

しかし、この前、県知事とちょっと同席する機会がありまして、県知事が公用車で帰るのは水素ガスなんですよ、水素の車。県でも1台ぐらいしかないっちなかろうかと。だから、どちらがどういうふうがいいのか、経済的には確かに台数がないから割高になって高くなるというのは当然のことで、議員言われるように将来的に考えると、それは見越すと安くなっていく可能性というのは出てくるわけですが、国がどちらを今向いているのか、電氣化しているのか、水素化しているのかと。モデル車として県知事が乗ってございましたけれども、それも環境面からすると

水素車というのもいいのではなかろうかと思っておりますが、補助金のあるうちに1台ぐらいという話であれば、社会実験としてはもう少し検討させていただいて、それが可能であれば、車種によっては役場で使うには不適な部分、いわゆるワンボックスの軽のトラック、ワゴン型を荷物乗せたりはしますので、それが1人だけしか乗れないということになれば、使うところの問題もありますので、ただそれを買うだけでは意味がないというようなことも考えられますので、車両を担当しております総務のほうで、今、トータルで59台公用車があるそうでございますが、その交代時期に、そういうのを検討していくというのは十分可能かなというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 猪谷議員。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 先ほどの答弁で、大体話はわかりましたけども、先月末、ちょっと日にち忘れたんですけども、安倍首相は電気自動車については、現在、大体100キロぐらいが限度ですけども、今のあれを精査して、28年度より5倍ぐらいの走行距離を伸ばすという形での指示を出されておりますので、今後ますます需要が高まっていくんじゃないかと思っておりますので、その辺は強く要望、試験的導入を要望したいと思います。

これに関しては、リースのほうもちょっと確認させてもらったら、リースの場合は、例えば5年間で何かの故障があったら無料修理という形にはなりますが、それ以外での修理になったら、借りたほうの責任という形でやっていただくと。それであったら、逆にハイブリッド車あたりのほうが値段的には安く借りられますよというような話だったので、リースというのはちょっとまず考えられないのかなと。

町の財政として、リースのほうがいいっていう今、方針で進まれておりますので、その辺は電気自動車につきましては、先ほど町長も言われましたように、社会的実験という意味で、町が先駆者となってやっていただきたいと思っておりますので、この点については強く要望させていただきたいと思っております。

それから、みそづくり教室につきましては、今後も継続していくということで伺いましたので、大変ありがとうございました。それで、やはり小学校とか幼稚園あたりで今、町のみそを使っておりますので、その辺の保護者に対するPRとかをしていただければ、まだ参加者がふえてくると思っておりますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○町長（中嶋 裕史） 今、社会実験という話が出ましたが、社会実験として今、私が乗っている公用車をハイブリッドにしておりますが、ああいう大型でありますと、ハイブリッドの余り効果出ませんね。ガソリンのみっていうのは、普通の車とさほど変わりません。そういうことです。

○議長（三角 良人） 9番、田原重美議員。

○議員（9番 田原 重美） 9番議員、田原重美です。

若杉山登山ガイドの発行を。若杉山の麓にある須恵町には、雄大な若杉山登山道があります。JR博多駅から須恵中央駅まで30分程度で着くことや、近年の健康志向により、多くの登山者を見かけます。初心者のために、町で若杉山ガイドや三郡縦走コースなどの資料を発行していただければ、登山者に喜ばれると思います。

皿山公園から登山道のわきには、春はツツジに始まり、アジサイ、ハナショウブなどの花々が植樹され、登山者の目を楽しませてくれています。この登山道より、岳城、若杉山を目指して多くの登山者を見かけます。上へ進んでいくと、クジャクなどの動物たちが小さなお子さんを歓迎して遊んでいます。その先には滑り台などの遊具があり、また、先へ進めば休憩所、池ではコイ、アヒル、亀などがたくさんいて、お客様より餌をいただき、楽しく泳いでいます。その先には、東屋があり、広い広場があって、団体さんたちの憩いの場になっています。それより先に進めば、篠栗町との分岐点があって、右折して進んで5分程度で若杉山、岳城の標識を目にして直進していくと、お地蔵さんと滝があり、これより30メートル先に水飲み場があります。その先へ10分程度で岳城展望所に着きます。展望所からは、福岡市街や志賀島、遠くは糸島半島の可也山の風景が望めます。展望所にトイレがあれば、中高年の女性はゆっくり食事や会話を楽しむことができます。心が癒され、また来たいという気持ちになっていただければ、町の活性化にもつながると思います。ぜひともトイレの設置をお願いいたします。

岳城展望所より、尾根伝いに20分ほど進み、三差路を左折して養老の滝まで10分ほどで到着です。日曜日には、お遍路さんたちがたくさんお参りされています。その先を50メートルほど進んでいくと、一休さんの看板があり、右折してお地蔵さんの左横をすり抜けて行くと車道に出る。前方を見ると、白い鉄柵があり、その上を進めば揺るぎ岩と出会い、その先の階段を登っていくと楽園キャンプ場広場に到着です。養老の滝からキャンプ場までおおよそ20分ほどかかっています。キャンプ場を後にして、車道を100メートルほど下れば、大和の大杉、巨木探査路入り口の看板を左折して進んでいくと、6分ほどで綾杉幹回り6メートル、樹高20メートルに対峙できる。それより上へ10分ほどで大和の大杉、幹回り16.15メートル、樹高40メートルの巨木には圧倒される。大和の大杉より100メートル先に杉の木3本ある三差路に出る。右折をして進めば篠栗町のセラピー、森林浴の車道には木材チップが敷かれて、香りがよく、また足の裏には木材チップの心地よさが伝わりリラックスできる。心までウキウキできる車道である。須恵町体育協会の看板を目印に左折して進むこと、10分ほどで茶店のところに到着である。その先を2分ほどで若杉山山頂に到着できる。奥之院の神社の後方を通り抜けて下山にかかり、50分ほどで楽園岳城の標識のところを通過し、それから10分ほどで若杉山、岳城の標識のところを通過し、おおよそ30分ほどで皿山公園に到着である。

今、町で発行されている地図は、抽象的でわかりにくいという意見があります。上空から眺めた地図をつくっていただければ、初心者の方々にもわかりやすいと思います。また、若杉山より三郡縦走の資料もあわせて発行をお願いします。なお、資料は町の登山部で用意をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 若杉登山道のガイドブックなりをつくってほしいということの質問でございますが、現在、今、議員も質問の中でおっしゃったわけでございますが、須恵町ハイキングマップというものがA4版のやつである。ちょっと抽象的でわかりにくい、それから登山有志の方々がつくられた、こちらのほうが詳しくわかるように、手書きの分なんですけども、わかるようでございますが、そういった地図がありますし、ハイキングコースとかいうようなことで、本町にもそういう地図をいろいろつくってアピールしたり、あるいは皿山公園のところまで行きますと、皿山公園からどのように行けばどういうところに行けるという案内板とか看板もつくっておるわけでございます。

町外、あるいは町内の方からそういう要望がありましたら、それによって説明をいたしておりまして、今のところ、そういった原課のほうに苦情とかいう話は来ておりません。その町がつくっている案内板と案内図でまずは事足りてるという状況でございます。それにつきましても、もう少しわかりやすいものにつくりかえると、そしてホームページ等に載せるというようなことも考えていくということは原課のほうでも申しておりました。

それから、次に岳城展望所でのトイレということでございますが、これは非常に難解でございますが、岳城頂上には水がないという、水がなければトイレはつくれないという、そこにポンプアップをしてということになりますと、常時それが使ってあれば、逆にポンプあたりもいいわけでございますが、時々使わないということになれば故障の原因にもなると。皿山公園からあそこの広場まで計4カ所のトイレがあるわけでございます。その間にある程度のトイレは済ませていただければ、頂上まで一番最後のトイレから35分ぐらいという状況でございますので、小学生あたりについては、イベント広場あたりで食事をされますので、その前に小用を済ませて利用されておるという状況でございます。

登山道に4カ所もあるというのはまれでございますが、私は、設備はある程度整っておると。どこの山頂にもトイレがあるかというところではなくて、そうではないところはそうではないようなそれなりの対応をしていただければ、登山に励んでいただくということも考えていただければ、全てやるということについては財政的な問題も絡みますし、利用度の問題も絡みますし、トイレっていうとすぐ1,000万円ぐらいかかってしまうわけでございますので、費用対効果等を考えますと、山頂にトイレをということになりますと非常に難しさを感じておるところでござ

ざいます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 田原議員。

○議員（9番 田原 重美） 今、あのガイド分についてもちょっと必要ないような答弁でしたが、できるだけ町以外の方がお見えになる場合は、登山部のほうで標識といいますか、ここからここまで若杉ですよ、岳城ですよという標識がありますよね。そのほかに、普通の方にわかるようなガイドの発行をしていただければ、大いに助かると思います。私たち登山部も1年に1回、日本各地の山を歩いております。24年には屋久島とか、25年には北アルプスの鹿島槍ヶ岳、26年には北アルプスの奥穂高とか、あと27年には木曾駒ヶ岳に行っております。そのときは、前もって資料を現地から取り寄せて検討を重ねてから行きようですよ。そこで、須恵町日帰りのできる山ですが、できるだけわかりやすいガイドブックを出していただければ助かると思います。トイレにつきましても、何ですか、ちょっと昔式のくみ取り式でもいいけ、女性の方の用を足すのに、もう中高年の方になったら緩んではよおしっこが出るとですよ。そこを対応できんやろうかと思って。あと、3カ月に1回ぐらい須恵の衛生車からくみ取ってもらえば、そげん費用はかからんかならうかと思いますがよろしくお願いします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） トイレについては十分検討しなければならないと。それが犯罪に使われがちにも、普段人がおらないところでのそういったものになりますし、どうしてもぼっとん便所にしても、バキュームカーがそこに登れなければならないと。あそこまで登っていく危険性というものも考えますし、バキュームカーがそのためいちいち登っていくというのも大変なことでありますので、下にトイレがありますので、そこである程度用を済まされて行っていただくというようなことをお願いするしか、今のところ方法はないかなと思っております。

案内図については、もう少しわかりやすい案内図を考えていきたいと。それから、標識板といいますか、1人2人で登山に行かれた場合に道に迷われるというようなこともありましようから、そこで地図に書いとつても地図とその現地とつていうのは、なかなか合いにくい部分がありますので、至るところに標識板をこっちから行けば若杉山とか、こっち行けば三郡縦走ですよというようなものをつくっていききたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 田原議員。

○議員（9番 田原 重美） 町長のほうからガイドの検討をしていただくような返事をいただきましたので、ありがとうございます。今後とも、トイレ等につきましても、須恵衛生車のほうにお願いしてくみ取ってもらうような方式で、3カ月に1回でいいですけど、今でも消防の防災無線

でも工事がありようごと、車の通り道あったですよ。そこで何とか用意できたらありがたく感じます。よろしくをお願いします。

終わります。

○議長（三角 良人） 1番、児玉求議員。

○議員（1番 児玉 求） 質問の前に、中嶋町長も答弁をお願いしたいと思います。

○議長（三角 良人） 何言うかね。質問がなからな答弁できんでしょう。

○議員（1番 児玉 求） 質問は今からいたします。

おはようございます。議席番号1番、日本共産党の児玉求です。これより一般質問を行います。

まず、趣旨をお話いたします。公務員の非正規から正規職員への転換を。須恵町では、昭和60年、労働者派遣法施行当時、正規職員は183人、非正規職員約10人。それに対して、平成26年は正規職員174人、非正規183人で、正規職員より非正規職員が多くなっておりま。合計人数は29年間で164人増加しておりますが、ほとんどが非正規職員であります。

公務労働は、生活や福祉、社会保障など住民のプライバシーに深くかかわる仕事であり、教職員は子どもたちの指導教育を担い、子どもの将来を左右する大事な仕事です。その正規職員でやるべき仕事が、非正規職員という不安定な職種に書き換えられております。非正規から正規職員へ転換をすべきです。

これが趣旨です。細かく今からお話いたします。

1問が、なぜフルタイムの臨時保育士と子ども教育課事務が非正規で、その他の役場の職員が正規職なのか、その違いはというのが1問でございます。

2問目が、非正規から正規への転換を財政調整基金より繰り入れすべきだという質問であります。平成26年4月1日現在、前年度であります。須恵町役場職員は337名で54%、183名が非正規。教職員では県採用の小学校、中学校また町立幼稚園、保育所、私立保育園を含めて教職員が265名中の40%、107名が非正規であります。

子ども教育の面では、アザレア幼稚園新築工事また須恵第二小学校、須恵東中学校の平成25年、26年、27年度福岡県重点課題研究指定委嘱が福岡県内でも高い評価を受けております。このことは学校長の方からも聞き及び、中嶋町長に敬意を表します。

ところで、なぜフルタイムの臨時保育士と子ども教育課事務が非正規で、その他の職員が正規なのか。違いは何でありましょうか。これをお尋ねいたします。

○議長（三角 良人） ん、2つね。2つ目。

○議員（1番 児玉 求） はい、まず今のは1問目でございます。（「終わらない、全部言う」の声あり）はい、それでは。

同じ公務をしながら、責任の所在の違いと言われても、非正規の納得は得られないでしょう。給与の違いで職場に協調性が失われます。現場の非正規の保育士の先生は幼稚園教諭の免許も持っておられますが、子どもがいるため、またパートの保育士の先生も非正規を望んでおられました。

しかし、正規の保育士の先生でも、同世代の看護師や中学の教職の給与よりも安いと言われ嘆いておられました。今、保育士の先生が不足しております。給与の高い福岡市等に勤められた方もいるそうであります。

ちなみに、平成26年度非正規職員年間賃金では、一般事務5,800円から20日その11カ月、139万2,000円が1年間の賃金であります。非正規の保育士・幼稚園教諭は6,700円掛ける20日掛ける12カ月で160万8,000円。

また、正規職員年間給料、一般事務大学卒、採用1年目、これは保育士・幼稚園教諭も採用1年目で同じ条件でありまして、年間給料期末手当を含んで年間264万2,972円という金額になっております。

非正規一般職と正規大卒1年目でも125万の差額が出ております。非正規一般事務職では139万2,000円、非正規保育士・幼稚園教諭160万8,000円は、2つの一般職と、この保育士の2職種とも官製ワーキングプアであります。これは、どういうことかといいますと福岡県平均給与約450万円の半分以下となっております。通常的生活が厳しくなります。国や県が補助金を削って、現状があると思われませんが、須恵町が職員の防波堤として非正規をなくし、安心して働いていただいて、それを見る子どもたちが私も公務員になりたいと、教職員になりたいと思わなければ、須恵町この日本の将来は、危ういと思います。

フルタイムで、正規職員を希望される方は年齢に関係なく、条例を制定して正規職員として迎えるべきです。経済の安定なくして、公務のよい仕事はできません。ハード面の環境はそろいつつあるので、ソフト面の人材の確保育成に進むべきです。財政調整基金の繰り入れを提案いたします。(笑声)

あと、御答弁をお願いいたします。

○議長(三角 良人) 今泉総務課長。

○総務課長(今泉 俊裕) おはようございます。

まず、私から前段の、全般的な一般的な部分と申しますか、そういうところをお答えさせていただきます。

まず、最初に、正規職員と非正規職員の数のお話しでございますが、正規職員のうち嘱託職員を除いて、いわゆる一般職員の数でお話しをさせていただきたいと思いますが、一般職員の数がピークのとき、今から10年前、平成17年度末の行財政改革前でございますが、そのとき職

員のピークで181人で行っていました。財政の硬直化を示します経常収支比率、これを押し上げる要因となります義務的経費の中の職員の人件費を削減していくこと、そこから行財政改革集中プランを断行いたしまして、退職者の補充のための採用を抑えてまいりました。その結果、今日現在、町の条例の職員定数160人に対し、職員数は139人で行革前に比べまして42人減少しております。

一方、児玉議員がおっしゃいますように非正規職員につきましては、昭和60年当時で先ほどのとおり10人、これに対しまして26年度の先ほどの数字で183人で行っています。非正規職員がこのように大幅に増加した要因は、1つには昭和60年に比べますと職員の育児休業制度、これが始まりまして育児休業と職員の職務を肩代わりする正職員が分担するわけで行っていますが、そこに補助職員が必要になったこと。

それから、この30年余りの間に御承知のとおり小学校1校、中学校1校、アザレアホール、若杉の森運動公園、地域活性化センター等々の設備を整備してまいりました。このような設備の維持管理運営に全て正職員を充てるということは、職員の確保の面からも財政的な面からも無理な話で行っています。で、そこに臨時職員を配置する必要が行っていました。

第2点目といたしまして、近年の住民のニーズの多様化、それから住民サービスの質の向上を行政として答えていくために、例えば子育て支援事業、特別支援学級児童生徒への支援、障害児放課後対策、介護予防対策それから幼稚園及び中学校の給食サービス等々、昭和の時代にはなかったさまざまな施策を展開していく上で、それ相応の人員が必要となってきたわけで行っています。これらは児玉議員からの要求で提出いたしました資料のとおりで行っています。

また、逆に雇われる側からしますと、年中フルタイムで働くことは困難であるが、週のうち何日か、あるいは1日のうち3時間から4時間であるならば勤められる。あるいは子育てが一段落して勤めたいけれども御主人の扶養の関係で所得制限を超えない範囲内の賃金収入が得られればという方のためには、臨時雇い、パートタイム勤務は都合がいいということも行っています。

また、臨時職員の雇用は政府が景気浮揚対策として、平成22年度から進めております緊急雇用創出事業この施策の一翼を担うものでもあると考えております。その上で月曜日から金曜日、8時半から5時15分までフルタイム勤務の一般事務を担当する臨時職員でも、正規職員とではその責務と事務の質に格段の、当然格段の差が行っています。臨時職員の職務内容は、窓口・受付・データ等の入力作業、行政上の判断が必要でない、言い方に語弊がありますが単純作業が主なものがあります。一方、臨時職員への公務上の指示、法規に則った判断は当然、正規職員の職務であります。

ですから本来、正規職員であるべき仕事を非正規職員に置きかえているわけでは行いません。臨時職員が従事する作業、雑務を正規職員がまぬがれ、事務の負担が軽減される分、正規職員は

地方公務員が果たすべき多岐にわたる高度で専門的な職務に専念し、よりクリエイティブな職務を行うことができるものでもございます。

議員が御心配されております公務員の仕事が、住民のプライバシーに深くかかわる仕事であり、そういった公務について臨時職員が担当することはいかなるものかと危惧されていますが、そういうことがマイナンバー制度にも反対をされる一つの理由でございましょうが、臨時職員にも当然職務上知り得た秘密や個人情報等について、在職中、退職後に関わらず、守秘義務があるわけでもございまして、採用に当たっては誓約書の提出を求めています。もし、臨時職員の中でそういったプライバシーの保護義務を違反した職員がいるとすれば具体的に名前を挙げていただければ、調査の上、厳正に処分したいと考えております。

プライバシー保護守秘義務につきましては、正規、非正規に関わらず職員として、絶対最低限の服務規律であり、公務員としての必要条件ではございますが十分条件ではありません。各職員はこれを踏まえた上で、須恵町の行政に日夜邁進しておるところでございます。

非正規職員から正規職員転換すべきということで、その転換するというのはどういうふうな転換だということとはちょっとわかりませんでしたけど、なるほど本来、労働者とくに非正規労働者の権利、身分、待遇の改善を標榜されております御党の主義、主張からすれば、当然、非正規職員を解雇して正規職員の割合をふやせということではないということが先ほどお分かりしましたが、まあその方々、非正規職員を自動的に正規職員にするということは、条例で定めることもできませんし無理なことでもございます。

で、そういった方を正規職員として雇って、財政調整基金、これは児玉議員の言われる自由に使えるお金、これを使って職員をふやせということでございましょうが、これまでは国民健康保険に金を使えということでございまして、国民健康保険にも出す、職員の給与にもこれを使うということで、幾ら財調があっても足りないわけでもございます。（笑声）

蛇足ではございますけれども、本年度末28年3月末の定年退職者が3名でございます。で、その次29年3月末の退職予定者が6人おりますので、まあ今後将来的には、年齢階層別の人事のひずみを起こさないためにも、ある程度の職員採用を、継続して行っていくことも考えなければならぬとは思っております。

ちなみに本年度は、一般事務5名、土木建築専門職2名、保育士・幼稚園教諭2名、スクールソーシャルワーカー1名、合計10名の採用を予定しております。来る28年4月1日の正規職員数は146人になる見込みでございます。

私からは以上であります。

○議長（三角 良人） 続いて、御手洗子ども教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） おはようございます。

子ども教育課でございます。今回、初めての答弁となりますので、お聞き苦しい点あるかどうかと思いますが、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、非正規職員の現状について、お答えをさせていただきます。これから申し上げます人数につきましては、児玉議員の要求により提出いたしました26年度の人数となりますことを申し添えさせていただきます。

学校におけます、学習指導を行う教職員の数ですが、小中学校全体では109名、非正規職員であります講師の数は、常勤講師は27名、非常勤講師が6名、合計で33名となります。福岡県では教職員の数が非常に不足をしておるということで、その補充として講師を派遣いたしております。常勤講師につきましては、教諭に準ずる職務に従事する職員でありますので、学習指導を行いますし、担任を任せられる先生もおられます。また、非常勤講師の場合は、常時勤務に服さない講師でありますので学習指導は行いますが、担任は持たないこととなっております。

次に、小中学校で学習指導を行う町職員の数でございます。学習指導を行う正規職員は現在おりません。非正規職員につきましては、教職免許の資格を持った方を雇用いたしております、26年度現在では16人となっております。この非正規職員につきましては、担任を持つことはありませんが、学級担任の補助的立場で学習サポートをお願いしているところでございます。町雇いの非正規職員は、学校側にとっては非常に大きな存在となっております、この学習サポートにより、学級担任は児童生徒の学習指導に専念できることになり、子どもたちの学力向上につながっております。

また、通級教室及び少人数の習熟度別指導で非正規職員が直接、児童生徒の指導に当たっている場合がございますが、この場合は、担任の教師と十分な連携を図り、指導に当たっております。

次に、幼稚園、保育所の場合でございますが、正規職員の数は、嘱託職員を含む数となっておりますが30人でございます。職員が不足している現状で担任が保育しやすいようにサポートのために非正規職員を44人配置しておるところでございます。当然、この非正規職員も保育士、幼稚園教諭の資格を持っております。雇用に当たりましては、面接を行った上で、意欲を持った方を雇用いたしております、教育、保育に情熱を持って指導に当たっていただいております、学校と同様に、園としましては必要な人材となっております。

御承知のとおり、現在でも待機児童数が非常に多い中で、職員の確保ができないと、この問題は解消できません。非正規職員の雇用で何とか園の運営が成り立っておる状況でございます。今後におきましても、この非正規職員の配置につきましては、現状としては継続していくしかないというふうに考えております。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 今泉課長にちょっとお聞きしたいんですけどね、私が尋ねたかった

のは、フルタイムの臨時保育士と子ども教育課事務が非正規で、その他の職員が正規なのか、その違いは何かということをお尋ねしたんです。せんだってお話聞いたときに、職責の違いという話をお聞きいたしました。

しかし、例えば臨時保育士さんというのは、保育士の免許を持ち、同時に幼児教育の免許も持っておられると、だからその仕事の差ですね、考えられるというのはおかしいではないかと思えます。役場の職員の仕事と臨時保育士の先生方の仕事に違いがあると、そういう職責の違いによって、ということであれば、そこを尋ねたかったんです。そこをお答えください。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 保育所、幼稚園の有資格者の教員というものについては、この非正規で何で雇用しているかという、将来的に今、町立、公立の園、保育所で行っておりますが、将来的にはこれを、私立のほうに移管をしていきたいということから、正規の職員を抱えておりますとその正規の職員を幼稚園がなくなったときに、私立のほうにやれるかというやれない、そうすると町のほうで抱えなければならない。で、一般事務として採用しておりませんので、採用試験を合格しておりませんので、やめさせて、首を切らなければならないという状況が起こってまいりますので、必要最低限度で正規職員、そしてそれにかわる担任を持つ人たちについては、嘱託職員として、あくまでもこれも役場の職員としての身分は保証されておりますので雇っておると。

それから、子ども教育課における職員については、これ病気代替の職員でございまして、あくまでもそれは一時雇用、通常いわゆるフルタイム通年の臨時じゃないわけです。一時的に病気休暇1カ月、2カ月、そのために雇った人間であるわけでございます。そしてまた、臨時職員と正規職員の職務内容、権限、あるいはその人の責任というのはものすごく違いがあるわけで、だから同一労働、同一賃金という考え方がありましようが、同一労働はやっておりませんので、完全に補助、あるいは短期間の育児休業の場合に、その人が欠になっておりますので、その間に入ってもらう人たち含めて183人ということでございます。

内容を見ていただきますと、これは送っておりますので、わかると思えますけども、この人たちを正規で雇うという、そのことは当然難しい問題としてあるわけですね。だから、その人たちは臨時あるいはパートという形で雇っておるということでございます。

それと1点目に、財政調整基金を充てると総務課長のほうも答えましたけども、これはですね、「打ち出の小づち」ではないわけです。そして財政調整基金というのは、経常的な経費に使うものじゃないわけです。臨時的に、何かが起こったときに、そのお金を充てなければならないという場合のために、貯金をしておるわけです。家庭でも同じでしょ。みんな貯金、給料100万円入ってきた、100万円毎月全部使いますか。20万円は残しとって、いざというときのために蓄えるでしょう。それが財政調整基金ですよ。それくらいの意味っていうか、議

員になられたら、それくらいのことくらい勉強してから質問してくださいよ。これだけの傍聴の方がおられて恥ずかしいですよ。経常的な経費に使うものじゃないんですよ。

それから、年齢何とかを問わなくてって、問わなくて、じゃ僕は67歳です。町長やめましたら、役場の職員に雇っていただきますか。そういうことをおっしゃっているのと一つも変わらないわけですよ。保育士、幼稚園の人たちも今来ていただいておりますが、今度2名採用、試験も受けられてますよ。その試験に合格した人たちが正式採用職員になっていくわけですよ。ルールというのがあるわけじゃないですか。誰でも彼でも雇えばいいという問題じゃないわけですよ。資質とか能力とかいろいろ、そのことによって試験があって、その試験をクリアした人たちが役場の職員になってるわけでございましょう。それを、ちょっと病気だから3カ月加勢に来てという形で雇いますよね。ん、ほんだらもうあんた正規職員になってって、そげな簡単なことでやらせて、町民の方向で言われますか。ルールがあるじゃないですか、試験のルールが。条例があるでしょうが。条例に沿った質問をしてもらわないとおかしいですよ。みんなから笑われますよ、みんなから。

終わります。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） あの、今のお話ですけど、（「立って」の声あり）はい。

その今現在、役場の仕事をされてある方をですね、で、そのもちろん試験もありましょう。しかし、あの今の業務を遂行される能力があると、試験を、そりゃ当然試験を受けていただくよ。

で、そういう中で、こういう非正規の、特にまあ、教職の幼児保育に携わっている方を中心にしてですよ、やはり、育てていくと正規職員として、ほいで須恵町がその、教育についてですよ、先ほど私もお話ししましたが、まあほかの町から比べたら、非常に進んだら、そういうお話はよく聞きますが、この非正規の職については、やはり資格あって試験も通って、そのそういう方は、大いに正規職員として雇っていくと、そして、やはり食えないという現状があるわけですよ。その教職の保育所の先生とか、実際やっぱりその高いところに行くと、今後も将来も含めてですよ、そういう形で、現在立派に非正規でされていると、そういう方をやっぱり正規に私は登用していくと、もうそれが今後の須恵町または先ほどもかきましたが、町長は笑っておられました、やはり人材は大事にしないとですね、いかんと思います。

以上です。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） お金の高いところ、福岡市やお金が高いところに行ってもらえばいいわけですよ。うちを望んで、うちはこれだけしか払いません、というところでうちの試験を受けに来ておるわけでしょうが。須恵の役場と志免の役場じゃ志免の役場の方が給料高いですよ。志免の

役場に行けばよかったって。行けばいいじゃないですか、須恵をやめて。そういうことじゃないわけでしょう。財政的な問題とか、いろいろな問題の中で給料の格差ありますよ。うちはその安い給料の中でも、保育士さんとかパートあるいは臨時で来ていただいている。よそはその臨時的保育士さんも雇えないと、高い給料出しても来てくれないというような状況も起こっているわけです。そういう状況です。

それと、正規の職員の人と非正規の職員の人では、仕事の職務内容がもう完全に違います。違うわけ。

それと183人のそのいわゆる非正規の人たちがおられるということですが、これは特に教育の問題にかけて、ものすごい数の人たちを町費で雇っている。国なり県なりが、正規で雇うために交付税でも出してくれれば、それは正規に雇えるわけです。雇えないから町で単独で、例えば特学に6人とか、特別学級の、県からの先生は1人とか2人。今、たくさんの人たちが特学に通っておるわけです。それで足りないから、1人とか2人をいわゆるTT、サポートさせるために先生を町費単独で派遣をさせているとか。ソーシャルワーカーを特に須恵町においては問題の人たちが多から、ソーシャルワーカーを単独で雇うとか。そういうことをしておるわけです。

少人数40人学級で39人とかがおられたら、ほかのところは30人未満のクラスもある、そりゃ40人も持ったら大変だろうなということで、特別に須恵町から雇って、TTとして教員の免許を持った人たちをそのクラスにあてがえると。だからそこは担任と副担任2人という形でやっていくと。それを国ないし県なりが対応できればそれはいいんですが、できないから町費単独でサポートをしておるわけです。その人たちとの、じゃあ正規の先生とサポートの先生、職務の内容が違うわけですから賃金の格差があって当然であるわけです。で、じゃあサポートだけでは食うていけない。正規の雇用を受ければいいじゃないですか。正規の試験を県の。教員試験とか。そしてクリアできれば、行けるわけでしょう。

慈善事業を公務員はやっているわけじゃないわけですよ。全ての人たちを雇って、全ての人たちにご飯が食べられるようにする。そういう世の中であれば、そりゃあ一番いいですよ。できないから、そういうふうに単独で、それが積み上げて183人。

これ見ていただいたらわかると思いませんか。正規にしていきたいとのここにありますが、いわゆる通年フルタイム、9人ですよ。この方たちは職員の代替として来ていただいております。ここに書いてある9人。特に、水道、これが1人フルタイムで来ていますが、これはまあ正規とする必要もないと思いますが。学校の事務、4校ですね、事務。今までは正規の職員が行っておりましたけども、こういうふうにして厳しい状況になってきたときに、行財政改革集中プランで学校の事務を落として、県費の職員の人にやってもらおうと、しかし、県費の職員でも大変だということで、財政状況がある程度上向いてきたから、臨時のサブとして主じゃないですよ、サブと

してその臨時の人をあてがいましょうと、学校側の要望に対してしているわけです。

そういうことの積み上げが、先ほど言いましたように、昔はそういうことっていうのはなかったわけですよ。だから通級指導講師だとか、特学の付き添い、少人数指導講師、それから特別支援対応講師、そのような人たちを雇った、それが183人なんですよ。それと正規とは関係ないわけですよ。

○議長（三角 良人） 以上で、児玉議員の一般質問を終結します。

○議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。

暫時休憩をしたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。

再開を10時30分といたします。休憩に入ります。

午前10時21分休憩

午前10時30分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、田ノ上真議員。

○議員（6番 田ノ上 真） おはようございます。先ほど、大変ヒートアップしておりましたけど、休憩に入りまして若干落ちつきを見せ、私も何か、質問しやすい状況になったようで安心をしております。

それでは、6番、田ノ上でございます。通告に従い、質問いたします。

今回、貧困の連鎖を断ち切るためにと、大きなタイトルで質問をさせていただきます。

さかのぼれば、貧困のもとになる格差は、人類が農耕社会を築き、富を蓄積できるほどの豊かさを獲得したころから起こったものと、歴史の授業で習ったものです。人が豊かさを願って生きていく以上、ある程度の格差は避けられない、逆に、物質的にはすっからかんになった戦後の焼け野原のとき、日本人は皆、ある意味平等だったという識者もいます。

経済の発展を望む以上、ある程度の格差は所与のものとして、その格差が貧困へと陥らないように社会全体の発展を目指し、努力しなければならないものと思います。そのために教育があり、福祉があり、税制度が整えられ、インフラが整備されてきたわけでございます。

現在、格差社会の中、子どもの貧困対策が重視され、国の施策として取り組まれています。なぜ子どもの貧困が問題なのか。このところ有名な数値になりましたが、日本の子どもの貧困率が2012年度の調査で16.3%に達しましたが、これは6人に1人の子どもが貧困状態にあることを示しています。先進国の中でもトップクラス、つまり最悪クラスの状態であり、ひとり親

世帯の子どもになりますと、さらに数値は悪化いたします。

子どもがその生命、生活を親に委ねている以上、親の貧困は子の貧困に直結します。その影響はあらゆる形で及び、子ども期の貧困経験が大人になってからの所得や就労状況に負の影響を及ぼし、さらに次の世代にも受け継がれていきます。こうして階層が固定化されますと、一度貧困状況に陥ると抜け出せない状態になり、社会階層の固定化というよりも、下層に向かい拡大していくようになります。そうした社会では、個人の幸福はもとより、社会の活力、政治経済、安心・安全まで脅かされることとなります。

ここでいいます貧困とは、生活水準を保つための資源の欠乏をあらわすということです。概念的には絶対的貧困と相対的貧困があり、絶対的貧困は、生きるために必要な栄養の摂取がぎりぎりの状態をいいます。現代日本にも飢餓により亡くなる方がいることは、ときに報道される悲劇であります。一方、相対的貧困とは、その社会のほとんどの人が享受している普通の生活を送ることができない状態ということで、先ほど来述べているところの数値は、この相対的貧困をあらわしたものでございます。どちらがどうということではなく、苦しみを伴う貧困という病であり、解消されるべき問題といえます。

首都大学東京の阿部教授は、子どもの貧困を幾つかの問題点に整理していますので、その著述をかり、私なりに要約し、簡単に紹介します。

まず、貧困と学力の問題です。親の学歴や職業によって子どもの学力に格差が生じており、それが拡大しているとしています。

2点目、貧困と子育て環境の問題ですが、親が子どもを育てる環境も家庭の経済状況によって大きく左右され、低所得の世帯に子育てに困難を抱える親が偏っていると分析しています。

3点目、貧困と健康の問題です。貧困により健康保険を持たない子どもたちがふえているなど、子どもが育つ家庭の経済状況によって子どもの健康に差が出てしまうとしています。

4点目、貧困と虐待の問題です。子どもへの虐待と貧困の関係に対して、児童虐待につながった家庭の状況については、ひとり親家庭や経済的困難を原因とするデータ等を挙げ、統計調査に裏づけられる相関関係があると指摘しています。

5点目、貧困と非行の問題です。少年がかかわった犯罪の度合いが重いほど、その少年が貧困世帯出身である確率が高いとのデータが挙げられています。

これらの分析からの主張は「貧困層の子どもは危険だ」などの負のレッテルを張ることではなく、だからこそ、そのような家庭に支援の手を差し伸べることが重要と教授は訴えています。

さらに続けまして、貧困世帯に育つ子どもが学力、健康、家庭環境、非行、虐待など、さまざまな側面で貧困でない世帯に育つ子どもに比べて不利な立場にあると示し、なお、子ども期に貧困であることの不利は子ども期だけでは収まらず、この不利はその子が成長し大人になってから

も持続し、一生その子につきまとう可能性が極めて高いと警鐘を鳴らしています。

そこで、子どもの貧困対策に着目した貧困の連鎖を絶つための取り組みでございます。平成25年6月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、翌平成26年1月に施行、8月には子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定され、その中では「国民の幅広い協力の下に子どもの貧困対策を国民運動として展開する。」とうたわれています。そこで、本年10月1日からは「子どもの未来応援国民運動」が始動されました。内閣府子どもの貧困対策推進室発行の文書には「貧困の連鎖の解消を目指して」との副題がついており、子どもを貧困から救うことが貧困の連鎖を断ち切ることを認識しています。

先ほど述べました子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく、子どもの貧困対策に関する大綱には、次の一文が掲げられています。いわく、「日本の将来を担う子どもたちは国の一番の宝である。貧困は、子どもたちの生活や成長にさまざまな影響を及ぼすが、その責任は子どもたちにはない。子どもの将来がその生まれた環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要である。そうした子どもの貧困対策の意義を踏まえ、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進する。」と、そして続く項目に、基本指針、指標、重点施策等と並んでいきますが、あらゆる制度、施策が網羅的にきめ細かく配され、実に関心いたします。

大綱は分量が多いので資料として添付しませんでした。ここで扱っている子どもの貧困に関する指標の一覧を別紙資料としてお手元に配付していると思います。ごらんいただければわかると思いますが、この25の指標の改善に向けた当面の重点政策が大綱の中に位置づけられ、切れ目のない施策として展開されています。

ところで、国においては閣議決定された大綱も、福岡県では子どもの貧困対策推進計画案の状態で資料掲載されています。県においては、今しばらくといったところのようでございます。

さまざまな施策により、実際に貧困が解消されるかが問われます。切れ目のない対策といいますが、すき間はあるものです。それを全て法律、制度でカバーするとがちがちに硬直化し、自由を奪うものになるでしょう。

では、そのすき間を埋めるものは何かと考えます。例えば、欧米には「貧者を施すことは高貴な者の義務である。」というノブレス・オブリージュの精神が伝統として社会に備わっていると指摘する識者がいます。私としては「施す」という感覚は好みませんが、ノブレス・オブリージュは最も厳しいモラルの一つと言われます。逆に言うと、義務を果たさない者は高貴な者として認められないことになるわけです。この精神が引き継がれ、現代の成功者も前項をなさなければ軽蔑されるという文化を生み出していることです。これは、共助の1つのあり方を示していると思います。念のため申しますと、欧米礼賛で言っているのではありません。ヨーロッパのほうが

子どもの貧困率が低いので、制度、施策を越えた社会的価値観にも要因があるのではないかと考えた次第でございます。

さて、須恵町においてですが、私も生活保護の相談、子どもの貧困に係る相談を受けることがあります。9月議会の児玉氏の質問に対する町長答弁の中に、子どもの貧困は全児童の18.8%、484名、費用2,500万円とありました。前述のとおり、日本の子どもの貧困率は16.3%と先進国の中でも高率ですが、須恵町の数値はそれよりも高いようです。もとより、答弁にもありましたように、須恵町住民の貧困といっても町外で働いている人が多く、経済的収入は広域で見た雇用環境によるもので、一概に町政にその責めを負わせるのは相当といえませんが、町民にとって一番身近に相談できるのが須恵町当局だろうと思いますし、行政サービスについては、その多くは須恵町を通して受けるものでございます。

そこで質問いたします。先ほど紹介しました別紙資料の指標25項目ですが、関係しない項目もあると思いますが、この指標の須恵町の数値について伺います。

また、貧困対策については、制度、施策が多岐にわたるせいか、よく理解しないまま批判したり、的外れの疑問を持つ人もいるようです。大綱の中で、国は、1、教育支援、2、生活の支援、3、保護者に対する就労支援、4、経済的支援など、カテゴリー別に整理して実施状況を出していますが、須恵町において上記に該当する対策を伺いたいと思います。

あわせて私の私見ですが、貧困の要因は、一概に社会に帰すべきものでもなく、政策に帰すべきものでもなく、個人の責めに帰すべきものでもないと思います。いわば、その複合的なものだと思うわけです。

また、貧困に陥る人たちを自己責任の結果とみなして顧みない、昨今の新自由主義的な思想にその一因があるとも考えるものです。

ただいま述べましたところの共助、また、ノブレス・オブリージュにあらわされる高貴な精神を抜きにしては、貧困の連鎖を断ち切ることはできないのではないかと懸念するものでございます。

ぜひ、この貧困問題に関する町長の所見を幅広くお聞かせいただきたい。よろしく御答弁を願います。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 失礼します。田ノ上議員の御質問にお答えしたいと思います。

子どもの貧困全国状況については、子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、子どもの貧困対策に関する大綱が出され、貧困に関する指標が議員御指示の資料のとおり示されました。

本町の子どもの貧困に対する指標は、算出可能と思われる項目については、現在県のほうに問

い合わせて、資料自体が生活保護とかは、こちらに詳しい資料がございません。ですので、問い合わせ調査中ではありますが、須恵町としてもこれを参考に指標を作成し、貧困に関する取り組みについて検討を進めてまいりたいと思っております。

それでは、子どもの貧困に対する現在の教育委員会の施策につきましてお答えいたします。

施策の第1としまして、これは貧困率に当たるかどうかわかりませんが、要保護、準要保護者に対する経済支援がございます。この要保護、準要保護の該当人数は、小学校中学校合わせますと499人、須恵町全児童生徒の19.3%になっております。これらの家庭に対して、学校教育法に基づき、須恵町立学校児童生徒就業援助規則により必要な援助を行っております。ここ数年、自治体の就学援助関連予算は削減の方向にあり、所得基準を引き下げ、就学援助を縮小する自治体が近隣の市町の中にもあると聞いております。しかし、本町では、就学援助の対象者を決める所得水準を維持しており、困っている世帯に対して生活が維持できるように継続的に援助をしております。ここ数年下げているということはありません。ということで、ほかの町に比べたら援助のほうをきっちり、率を下げられておられないので、行っているという現状がございます。

施策の第2に、通学合宿による支援を実施しております。これは本年度から実施をしたわけですが、通学合宿は、子どもたちが親元を離れ、共同宿泊生活をしながら学校に通い、自分たちで炊事、洗濯、掃除、宿題などのごく普通の生活体験活動を通して基本的な生活習慣を身につけ、自尊感情や規範意識等の向上を図るとともに、学校、家庭、地域の連携を図り、地域全体で子どもを育む環境整備を推進することが大きな目的で行われているところでございます。本年度から、第一小学校区の大島原区で始まったところです。これはおやじの会が中心となって行われました。議員さん方にも御協力、あるいは御参加いただいて、まことにありがとうございました。当初期待していた成果に加え、遅刻しがちな児童が規則正しい生活を送り、遅刻が減少したり、保護者が留守の夜の時間帯の不安解消につながったりするなどの成果がありました。貧困による児童の不安感などから来る不登校や集団での不適應などの解消にもつながると考えられます。町としても、各地域のこうした地道な取り組みを今後とも支援していく方針です。

施策の第3に、須恵町要保護児童対策地域協議会及び個別ケース会議の開催による支援の実施でございます。平成19年度よりこの会は設置いたしまして、月に1度開催しております。情報交換に加え、各家庭への支援につきましては、11月現在で12件対応しております。その内容は、ネグレクト家庭5件、身体虐待が2件、不登校3件、不登校・非行1件、障害・非行1件となっております。これら12件の事象の背景には、経済的な背景が大きいことが挙げられます。生活保護世帯5件、障害年金者1件、非正規雇用世帯1件となっており、事案の半数は経済的な背景がこれらの事象の要因になっていると考えられます。そこで、関係各課や学校と連携した個別の家庭訪問や保護者への具体的な支援を具体的に検討し、家庭訪問を繰り返しながら取り組ん

でいるところであります。ここに、スクールソーシャルワーカーが非常に中心となって活躍している場面があります。

また、支援内容としては、保護者の就職啓発、生活習慣づくりの支援、生活保護の申請等がございます。

また、虐待等の命にかかわるような重篤なケースについては、個別の支援会議を関係者で開き、慎重かつ継続的な支援策を協議しながら、継続的で実行可能な支援を策定し、実施している状況でございます。

また、園や学校では対応できない家庭の支援について、そこまで重篤でないケースもありますが、対応に苦勞する事案もあります。そこで、町内の園、学校に対しまして、学校だけでは対応できない家庭について、その実態を各担任に調査を行い、その実情を把握していく予定で現在進めているところであります。重篤ではありませんが対応を必要とするケースを把握し、早い段階で今後の教育施策や地域支援の有効性について検討していく必要があると捉えております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（三角 良人） 田ノ上議員。最後4つ言ったろう、何やったかいな。

○議員（6番 田ノ上 真） 最後はですね……。

○議長（三角 良人） 教育と就労と経済。

○議員（6番 田ノ上 真） 最後はですね、そういったのを含めて、私、質問したのは、ちょっと待ってください、整理しますと、まず指標の件ですね、今、答弁いただきました。そして、対策について。

○議長（三角 良人） 対策について、そうそう。対策、ちょっと4つ言って。

○議員（6番 田ノ上 真） はい、それ今、ほぼ御答弁いただきましたので満足でございます。

もう1つ、町長の所見を私、お願いしていたところでございますので、ひとつ、町長の御見解をいただきたいと思っております。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 教育長が申したとおり、本町では他町に比して、教育についてはそういう貧困家庭の人たちを救済しようという考え方で思っております。

また、御党のほうで、いわゆる児童手当を早くから国のほうに要求されまして、その成果等もありますし、民主党に途中政権変わりました子ども手当というような形で。今、本町で一部事務組合あるいは補助金として出すお金の一番大きいのが子ども手当なんです。うちの場合で5億5,000万円、国で5兆5,000億円、これは国防費よりも高い。そういうお金を児童手当として今払っております。ましてや、また御党は、いわゆる教育のための社会づくりということを提言として言われておりますが、私も同じように教育を基盤に据えたまちづくりをしたいという

考え方でございまして、やはり教育は平等に、経済的な問題ではなくて、そういう人たちが平等に受けられるように配慮するという点については、私の方針として考えておりますので、義務教育の間はそのような形でいけるのかなとは思っておりますが、その中間っていうか、生活保護を受ける以前のその人たち、また生活保護を受けてまで自分で努力しようという人たちの貧困っていうか、そこが大きな問題としてあるわけございまして、その辺の救い方として準要保護という考え方で、今、修学旅行費だとか給食だとか、そういうのは提供しておるような状況でございますが、これの率を上げろと言われてますと、非常に財政負担も大きい状況でございます、ごみ焼却場でも4億8,000万円ぐらいなんですよね、出せるの。うちで5億5,000万円、一番大きな支出でもありますので。しかしながら、先ほど申しましたように、教育を基盤としたまちづくりをやっていく以上、子どもたちの教育の機会平等というものを基本に頑張っていきたいと、努力していきたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） ただいま、町長の心温まる政治性を伺うことができて、感心な思いでございます。教育長の指標についても対策についても、十分現状がわかる答弁をいただきました。指標については調査中、またこれからの作成ということで、まだ作成まで至っていないにもかかわらず、現在の対策を細かに語ってくださいます、そこは感謝の思いでございます。

今回、貧困といいますと大きなテーマでございますし、多岐にわたる施策などを整理して提示いただくために、また貧困対策に向かうこの姿勢を確認するために質問をさせていただいたものでございます。特に、再質問を準備しているというわけではございませんが、貧困の連鎖を断ち切るためにも、また町民にわかりやすく、また寄り添って、そういう行政であっていただきたいと念願いたしまして、私の質問を終わります。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 14番、今村桂子議員。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。私は、幼児、児童、生徒の体力向上の取り組みについて質問をさせていただきます。

我が町におきましては、幼児教育、そして学校教育、さらに子育て支援と、本当に執行部の皆様を初め、学校の先生方、一生懸命取り組んでいただいておりますことに、まずは感謝を申し上げます。

学力向上におきましても、各学校、本当に課題をしっかりと見据えて取り組んでいただいているところでございます。

須恵町の教育振興基本計画の今後5年間に総合的に取り組むべき施策の中で、小中学校では体

力アッププランをもとに、児童生徒の体力向上を目指すとあります。

今年度行っている新体力テスト96項目においては、昨年に引き続き、全国平均を下回る項目が多かったと聞いており、非常に苦慮するところでございます。

テスト結果と課題、学校などの取り組み状況、さらに体力向上の対策としての今後の取り組みについてお聞きしたいと思います。

現在、教育に関しましては、確実に対応し、成果を上げることが求められております。特に、教育の現状を客観的な調査において検証し、評価しようとする動きが広がっており、学力テスト、体力テストなどが実施されております。その中でも、学力向上や体力向上の問題は、喫緊の課題として学校と家庭が連携して改善を進めていかなければならないと思います。

また、学力の向上は、体力の向上とも密接に関係していることが指摘されております。運動神経は、幼少期から適切運動することで培われていきます。20歳を100%としたときに、運動神経と直接関係する神経系の発達は生後直後から急激に発育し、6歳までには90%に達します。それと時期を同じくして、動作の習得の発達は徐々に発達量を増し、8歳から9歳をピークに発育していきます。そして、10歳から12歳はゴールデンエイジと呼ばれる即座の習得が可能な年代となり、身体的にも精神的にも大きく発育する時期です。幼少期より適切な運動を適切なタイミングで行っていくことで、子どもの運動神経は後天的に培われ、体、頭、心のさまざまな能力と機能が育ち、子どもの持つ可能性は大きく広がります。

また、豊かな運動経験を積み上げるために、1つの運動だけでなく、複数の運動を行うことがとても効果的です。

そこで、運動能力の向上に効果が著しいとされているコーディネーション運動を幼児、小学、中学校の体育の授業に取り入れることを提案いたします。

コーディネーション運動につきましては、お手元のほうに配付しているこの資料を見ていただければ、大体内容的には理解しやすいと思いますが、これは旧東ドイツがアスリートを育成するために国策として考案したトレーニングの方策で、コーディネーションの7つの能力を高めるためのトレーニングです。7つの項目に関しましては、そこに書いてあるとおりでございます。

このコーディネーショントレーニングの目的は、運動神経を刺激し、脳と動きの連動性や表現力を高めるためのトレーニングです。これは、幼児から大人、高齢者まで使える運動でございます。1つの筋肉だけでなく、バランスよくたくさんの筋肉を連動して使うことで運動神経が格段に向上するという結果が出ております。

そこで、教育長はこのような運動を取り入れられるお考えがあるかどうかということと、先ほど質問した内容について、まずはお答えをお願いします。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） それではお答えいたします。

初めに、体力テストの結果と課題について申し上げますと、小学校男子は、体力の合計が全国をわずかに上回っておりますが、運動能力になると全国を下回る結果となっております。女子においては、体力テスト合計点が全国を下回っており、特にシャトルランが全国平均を顕著に下回っており、持久力につながる課題となっております。次に、中学校を見ますと、中学校でも男女とも全国平均を下回っており、小学校同様に持久力に課題があります。

児童アンケートについては、児童、生徒に「運動やスポーツをすることが好きですか」の問いに対して、小学校では全国平均並みですが、中学校においては全国よりも4.8%も下回った回答となっております。また、「運動が得意ですか」という問いでは、小学校女子、中学校女子に運動に対する苦手意識が見られました。

この結果を踏まえて、各小中学校で課題に応じて体力向上プランを立て、体力づくり及び運動能力向上に向けた取り組みを行っております。

小中学校の具体的な取り組みとして、小学校3校では、縄跳び、持久走大会やドッジボール大会などを行っております。縄跳びにつきましては、年に2回から3回の縄跳び集会を実施し、その取り組みとして朝活動の時間を利用したり、縄跳び強化運動を実施したり、各学級スポコン広場に登録して、みんながチャレンジできるようにしています。このスポコン広場というのは、体育研究所のほうが各学校に呼びかけて、記録を県の体育研究所のほうに上げますと、それが県内のほかの学校との比較とか、全部データが出てくる、そういった取り組みを行っているということでございます。

また、体育の授業では、開始時に運動場、体育館を各学年の実態に合わせて体力アップタイムを設定し、縄跳びを使ったジャンプアップタイムをしています。

中学校では、運動やスポーツのよさや楽しさを体験させ、運動に親しむ習慣づくりを行っております。

また、各学年の発達段階に応じた能力や態度を身につけさせることを目標に授業で取り組んでいます。

これらの取り組みにより、運動における巧緻性やバランス性を養っています。

さらに、先ほど申しました体力テストのことでございますが、各小中学校では、新体力測定の結果により、いわゆる補強を要する項目ですね、ここの部分が弱いということであればその項目を選びます。それを体力向上プランに位置づけて毎時間の授業において補強運動を行っております。補強項目としましては、腹筋とか腕立て伏せ、スクワット、馬跳びなどが挙げられます。特に、全国的に劣っている握力やハンドボール投げについては、重点的に指導を行い、一定の成果を上げております。そのことが運動能力だけではなく、チームワークなど、複雑な運動要素を踏まえ

る競技においても発揮されており、運動を楽しむ生徒がふえていることから、今後も継続した取り組みを行っていかうと思っています。

今後の取り組みといたしまして、小中学校において昨年度の体力テストの結果を受けて体力向上プランを全校とも策定し、前に述べましたような補強項目を選定し、取り組みを年間計画に基づいて推進しています。

また、須恵第一小学校では、本年度、先ほど申しました福岡県体育研究所との連携事業により、子どもの体力向上を図る組織的な取り組みとして、5、6年生で体育の授業や昼休み等、先進的な取り組みをしているところであります。この取り組みの成果を町内の学校の取り組みに一般化できればというふうなことで考えておるところでございます。

最後に、コーディネーショントレーニングを取り入れてはどうかという御意見につきましてお答えいたします。

議員の説明にもありましたように、コーディネーショントレーニングは、神経系の運動能力を高め、運動神経を鍛えるトレーニング方法として1970年代、旧東ドイツのスポーツ運動科学者によって考案されました。従来のきつい、厳しい、難しいといった概念を越えて、誰でも楽しく汗をかき、運動能力やスポーツパフォーマンスの向上が期待できる運動とされています。私たちが学生時代にしたスポーツとは全然違って、根性とかですね、運動場をずっとウサギ跳びしなさいとかそういうことではないみたいですね。ですから、体をほぐしたり、楽しく運動をするという部分で、そういう考えであろうと思います。

それでは、須恵町の現状について説明します。

本町においては、既に数年前より、このコーディネーショントレーニングの考え方を部分的に取り入れております。

まず、幼児教育においては、専用のトレーナーによる運動教室を各幼稚園、保育所で、マット運動、跳び箱、鉄棒、平均台、ボール運動、縄跳びなどを取り入れ、月2回、年24回実施し、これを継続しております。コーディネーションの手法は、既に多くのスポーツトレーナーの実践につながられており、本町が依頼している業者においても、楽しく運動ができるようにコーディネーショントレーニングを組み合わせたトレーニングを行っております。

小学校においては、日常の取り組みでは、目指せ体力アップチャレンジカードなどを活用した多様な運動について目標を持たせることによって、子どもたちが楽しく運動ができるように取り組んでいます。授業においては、準備運動等でもゲーム感覚や遊び感覚の運動を取り入れ、楽しく運動する中で、コーディネーション能力、運動能力を高める授業づくりの実践を行っております。体をほぐしをしたり、いわゆる運動に結びつけていくような準備運動等にしています。昔はラジオ体操ばかりでしたけれども、今はいろんな、足を上げたり、ストレッチを入れながら、こうい

った考えを取り入れているということでもあります。

中学校では、特に部活の種目などにおいて、その種目に特化したトレーニングに加え、準備運動等において、このコーディネーション能力、運動能力を高める実践がなされているところです。

これまで、このコーディネーショントレーニングを取り入れてまいりましたが、楽しく意欲的に運動に取り組むよさはあるのですが、先ほど申しました補強項目の腹筋、腕立て伏せ、スクワット、馬跳び、そういった部分でございますが、そういった補強項目の改善を図るなどの体力向上には効果的には上がっていないというのが現状でございます。

したがって、以上のことに加え、今、教職員は、多忙化が社会問題になっています。世界的な統計の中でも、中学校の先生は世界一残業時間が長いというふうなことで統計的な部分も挙がっておりまして、教職員の負担の面から考えても、そして体力向上という観点からも、コーディネーショントレーニングを体系的にカリキュラムに入れるということになると、全部書きかえんといかんわけですね、体育の授業。それだけのことをする、いわゆる費用対効果じゃありませんけれども、それから考えても、これを部分的に取り入れて、子どもたちと体育の授業に組み合わせておりますので、あえて取り入れる必要はないんじゃないかと、体系的な取り入れは必要じゃないというふうに考えております。

以上でございます。どうも失礼いたしました。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 今、状況についてお答えをいただきました。いろんな課題を見つけながら補強をされているということでございます。昔でありましたら、このような補強というのは要らなかった時代だと思います。本当に、昔、私たちが子どものころは、鬼ごっこ、缶蹴り、けんけんぱ、ゴム跳び、縄跳び、まりつき、キャッチボール遊び、けんけん相撲、かくれんぼ、ほとんどが登る、飛びおる、投げる、全ての運動が入ったようなものを遊びの中でみんなで体験して、もう本当に日が暮れるぐらいまで、「早く帰ってこんね」って言われるぐらいまで遊んでいた時代だったと思います。

そんな中で、現在は、本当に、三間といわれる、「ま」というのは「間」って書くんですけども、遊ぶ空間の「間」がない、それから仲間がない、それから時間がないという時代で、本当に外で遊ぶということがなかなかない時代になりまして、こういうような体力向上を訴えないといけないような時代になってしまったのかなと思うところでございますが、本当に子どもたち、最近テレビのニュースでも、子どもが転んで手が出ないと、骨折が多くなってきたということで、今度から学校のほうからの文科省に上げる項目の体重、身長のほかにも4つの項目を上げるようにというような内容の指針が出たようでございます。それほど、やはり子どもたちは、瞬間的な運動というか、運動神経がなくなっているというのが現状であります。

そういう中で、先ほど、コーディネーショントレーニングを入れるには、体育の授業を書きかえないといけないというふうに言われておりましたが、実際、それほど長い時間必要なコーディネーショントレーニングじゃないんですね。例えば、今の授業だとボールを投げてとるという授業をされていると思うんですけど、ボールを上げる間に3回手をたたいてボールをとるとか、いろんな運動を短い時間で組み合わせるとというのが、このコーディネーショントレーニングの運動なんです。それで、準備運動とか、そういうところに取り入れるだけでも非常に効果が上がるというところで聞いております。先ほど、体育の先生たちに来ていただいて、マット運動、跳び箱、縄跳びなどをやってらっしゃるといことですが、これがコーディネーション運動じゃないんですね。それは1つの運動をやるということであって、いろんな運動を組み合わせることによって、ボールのもとに走っていく瞬発力とか、その間に何かをする、2つ、3つを組み合わせることによって、運動神経自体を伸ばすという運動ですので、これはもうDVDとか本とかもいっぱい今出ております。

そんな中で、この間、私たち、委員会で千歳市のほうに行ってまいりました。それはICTの学力向上のほうで行ったんですけど、千歳市が2つの小学校に体験として1年間取り入れた結果、今まで全国平均以下だったのがぐっと上がって、このコーディネーション運動を取り入れることによって平均以上の結果を出しているということをお聞きしまして、非常に効果があるということをお聞きしております。千歳市においては、今後全ての学校で取り入れたいということではなされておりました。

そして、足立区のほうですけど、これは区立の保育園全園で現在取り入れております。それから、飯能市立の保育園もこれに全部かわりを持つということで、今、すごく話題になっていまして、ほとんどのところが取り入れる方向に向けて検討するとか、そういう形のところが多くなっているようでございます。

教育長言われたみたいに、確かに先生たちの仕事っていうのは非常に大変だと思うんですけども、その一部の準備運動の中で短い時間で1項目でもいいので、体育の授業準備に取り入れることは不可能なのかなと。千歳のほうでは、1回先生たちに講演会を聞いてもらって取り組んだということですが、非常に効果が出ているということで、我が町でも、子どもの運動能力を伸ばすという点では、1つの運動を得意にするんじゃなくて、全ての運動神経が伸びるとい運動なので、ぜひちっちゃいときから取り入れてほしいと思っています。

それと、保育児といいますか、3歳児、4歳児健診、いろんな健診がありますよね。そういうときに、ちょっとした運動なんですけど、昔はよく子どもさんが手をつないでお母さんの体を上ったりとか、くるっと回転したり、そういう運動をしていたと思うんですよね、自然と子どもたちと遊ぶのに。でも、そういうのがだんだんなくなってきているということで、そういうのも運

動神経が発達するコーディネーショントレーニングになっているらしいので、ちっちゃいときからの保育指導のときにも、そういうものを取り入れる運動を紹介していただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 私はコーディネーショントレーニングを否定しているわけじゃなくて、必要なことは取り入れていくべきというのは、基本的なスタンスでございます。

幼稚園、保育園のほうは、マット運動とか跳び箱はコーディネーショントレーニングじゃなくて、それに至る過程とかその準備段階とかでそういったコーディネーショントレーニングの内容を入れているということでございますので、それ自体、私はこのトレーニングとは捉えておりませんっていうのをまず断っておきます。

それから、体育の考え方が昔の、先ほど言いました根性体育、これをとにかく何度でも繰り返して、とにかくもう体を動かしてっていうよりも、今の体育の考え方は楽しく、そして生涯学習につなげていくように、体育のよさ、運動のよさを味わえるようにしていくというのが目的です。このコーディネーショントレーニングを入れるっていうことは、そういった面でもプラス効果があるんじゃないかと思います。体育はやっぱ楽しんで、しかもこれから一生続けていく体育につながっていく可能性もあるわけでございますからですね。

小学校、中学校、体育研究会っていうのがありまして、その体育研究会の研究発表等に行きますと、このトレーニングを取り入れた内容が出ています。ですから、研究発表会には必ず各学校から1名ないしは2、3名行ってからその内容等も見ておりますので、そういった中でいわゆる準備運動のあり方、取り入れ方については、その体育研究の中でも議論されている部分でございます。したがって、職員に、帰ってきたときに学校で一般化しなさいっていうこと、よさを取り入れなさいっていう指導は行っておりますので、そういった面で部分的に学校によっても今、取り入れられている現状があるんですよ。そういった面では、現状でいいんじゃないかとは思っています。

宇美町では、これ専門の方、藤木君っていうのが宇美町、そのトレーニング専門で大学で学んできた人がしっかりいるんですけども、これがなかなか広げていくのが大変というふうな話も聞いておりますが、須恵町の場合はそういったシステムもありますので、あえてそういった方を呼んで「みんなやりますよ」っていうことでは、今ちょっと考えておりません。ほかに何かもっとやるのがたくさんありますので、そういうことでよろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 私は、一応、コーディネーショントレーニングというものを千歳とか、またグーグル等で調べたときに非常にいい成果が出ているので、これを取り入れたらいい

んじゃないかなということでは今日は御提案をさせていただきました。本当に、運動神経だけではなくて脳の動きと連動した運動なので、これは学力向上にも役立つかなということもあり、特に10歳から12歳がゴールデンエイジということで非常に伸びる時期でもあるということで提案をさせていただきましたが、教育長が今日、言っていただきましたように、いろんな取り組みを須恵町でもしているということでございます。いい面は今後も取り入れていただいて、そしてさらに、須恵町の子どもたちが運動能力もやっぱり平均以下というのはちょっと寂しい気がいたしますので、その面でも頑張ってください、学力向上のほうも非常に今頑張られて上がってきておりますので、体力向上の面においても全国平均を上回る結果を非常に期待しております。今後、またそういう内容等いいものがありましたら、ぜひ取り入れて、頑張ってください、先生たちも大変だとは思いますが、子どもたちのためにまた努力を惜しまないで頑張ってくださいと思います。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これにて、一般質問を終結します。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、明日12月11日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時21分散会